最終更新日:2015年7月10日

東洋建設株式会社
代表取締役社長 武澤　恭司
問合せ先:03-6361-5450
証券コード:1890
http://www.toyo-const.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、技術に優れ、利益を重視する経営を行い、「存在価値ある企業」として社会的使命を果たしていくことを経営の基本方針としております。その実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「経営の適正かつ迅速な意思決定」、「取締役の経営責任の明確化」、「内部統制システムの確立」、「経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築」等に取り組んでおります。これらコーポレート・ガバナンス充実のための施策を推進し、経営の効率性・透明性を確保することが、企業価値を高め、株主をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前田建設工業株式会社	19,047,610	20.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,675,700	10.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,265,800	4.52
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,278,600	2.41
東洋建設共栄会	2,102,802	2.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300,600	1.37
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS	900,000	0.95
株式会社こんどう	800,000	0.84
日本証券金融株式会社	726,405	0.76
東洋建設従業員持株会	721,623	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎 登志嗣	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 登志嗣	○	―――	川崎製鉄株式会社(現JFEスチール株式会社)及び同社グループ会社における豊富な経験と幅広い知見を有し、社外取締役として適切に職務を遂行して頂けるものと考えております。またJFEスチールグループと当社間には重要な取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、監査結果報告等の定期的な会合において情報交換を行い、また、会計監査人の支店等の往査・講評に随時立会う等により、相互の連携を図っています。また内部監査部門である総合監査部より監査計画、本社、支店、グループ会社の監査実施結果につき随時報告を受け、総合監査部監査の講評に立会う等により連携を密にしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丁子谷 淳	他の会社の出身者							△						
酒井 雅士	他の会社の出身者							△						
牧瀬 充典	他の会社の出身者							△						○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丁子谷 淳		―――	株式会社UFJ銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)他において豊富な知識と幅広い知見を有し、社外監査役として適切に指導、監査業務を遂行していただけるものと考えております。
酒井 雅士		―――	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)他において豊富な知識と幅広い知見を有し、社外監査役として適切に指導、監査業務を遂行していただけるものと考えております。
牧瀬 充典	○	―――	三菱UFJ信託銀行株式会社及び同社グループ会社における豊富な経験と幅広い知見を有し、社外監査役として適切に指導、監査業務を遂行していただけるものと考えております。また三菱UFJ信託銀行と当社間との融資額等は東京証券取引所の定める独立性基準の範囲内であり、同氏は独立性を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は業績に応じた役員賞与を支給することとしており、このこと自体が現状で十分なインセンティブ付与となっていると考えており、特別な施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に係る当社取締役及び監査役に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役　14名(1名)　216百万円(6百万円)
監査役　 6名(4名)　 42百万円(29百万円)
合計　　20名(5名)　259百万円(35百万円)

()は内数で、社外役員

※人数及び金額には、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役2名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(監査役)を補佐する担当セクション及び担当者は設けておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は、当社の経営に係る重要事項について毎月1回開催する「取締役会」並びに必要に応じて開催される「臨時取締役会」において、審議、決定するほか各取締役による業務執行の監督を行っております。この「取締役会」は、全取締役と全監査役によって構成されております。
また、経営環境の変化に迅速に対応し、業務運営の効率化を図るため「取締役会」の他に職務執行の方針を協議決定する「経営方針会議」を毎月2回開催しております。この「経営方針会議」は、全取締役、本部長、監査役1名及び経営企画部長によって構成されております。

2. 内部監査を行う総合監査部は、担当役員のもと7名の人員となっており、当社及びグループ各社に対し、随時必要な業務監査と内部統制監査を実施し、取締役会並びに監査役会へ報告しております。

3. 監査役は、取締役会他の重要な会議への出席、当社及び当社グループ各社への往査等を通じて取締役の職務執行を監査しております。また、監査役のうち1名は長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役は、会計監査人、総合監査部及び当社グループ各社の監査役との連携を保ち、監査の実効性を高める体制をとっておりま

す。

5. これらの監査結果につきましては、取締役会または経営方針会議で報告されているほか、内部統制部門の責任者に対しても適宜報告されております。

6. 当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しております。会計監査業務を執行しております公認会計士は、川井克之会計士（当社監査継続1年）及び薬袋政彦会計士（当社監査継続年数3年）であり、当社は法定の会計監査のほか、適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役会は適正かつ迅速な意思決定を行うため、毎月1回開催する取締役会はもとより、必要に応じ臨時取締役会を招集するなど、機動的な運営を行える体制をとっております。社外監査役3名は数社において経営者としての実績を有しており、これらの経歴を背景として当社の経営に有益な助言を行うとともに、独立した立場での監査を実施しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	・株主総会招集通知の法定発送期限の前の早期に、株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類をホームページに掲載しております。 ・株主総会における事業報告や計算書類等の説明に際し、資料をビジュアル化し、株主様により判り易くお伝えするよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト及び機関投資家を対象にした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載内容は、適時開示資料、財務資料（有価証券報告書、決算短信）、内部統制報告書、財務概要、業績推移と事業戦略、報告書（株主通信）、中期経営計画、FACT BOOK等です。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「CSR報告書」を作成しており、ホームページに掲載するとともに資料請求も受け付けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるよう努めております。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」、「行動規範」、「行動指針」を最優先すべき基本的判断基準として職務の執行にあたっております。

(2)社長を委員長とするリスクマネジメント委員会は、「内部統制監査結果報告による抽出課題の検討、実施」、「コンプライアンス方針の策定、改定」、「法遵守、企業倫理意識の普及、啓蒙方針の決定」等を行い、関係部門へ指示を行うとともに、取締役会へその活動を報告しております。

(3)リスクマネジメント部は、各部門のコンプライアンスに関する必要な教育、指導等を行っております。

(4)経営管理本部総務部長は、法令遵守上疑義のある行為等を把握した場合は、調査の上適時適切にリスクマネジメント委員会へ報告を行い、必要な指導を行うこととしております。

(5)総合監査部は、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、職務の執行の適正性を確保しております。

(6)社内通報体制として社内・社外の双方に通報窓口を持つ内部通報制度を構築しております。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営基本規程、組織関係規程等に基づき、取締役の職務の執行が適正に行える体制を整備しております。

(2)執行役員制度を採用することにより取締役の員数を少なくし、経営の意思決定の迅速化を図っております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理規程及び防災規程に基づき、各担当部門は定められた日常リスクの管理を行っております。

(2)大規模災害等の非常時対応を要する事態の発生時においては、被害・損失を最小限とするため、社長を本部長とする非常時対策本部を設置することとしております。

(3)首都圏直下型地震の発生を想定したBCP(事業継続計画)を策定しております。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)重要な会議の議事録、重要な事項に関する稟議書、契約書及びそれらの関連資料を法令、文書管理及び情報セキュリティに関する諸規程に基づき、適切に保管しております。

(2)文書規程に基づく文書管理責任者は、文書の管理を適切に行っております。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)経営企画部は、関係会社管理規程に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の経営計画の策定や、重要な意思決定に際し事前協議や指導を行うとともに、定期的に子会社社長を招集し、当社が関与して策定した経営計画の進捗等、経営状況のヒアリングを行っております。

(2)総合監査部は、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行い、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。

(3)リスクマネジメント部は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスに関する必要な教育、指導、支援等を行っております。

(4)内部通報制度の通報窓口を当社及び子会社から成る企業集団にも構築し、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を高めております。

6．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、当社取締役会他の重要な会議に出席することのほか、必要に応じて業務執行に関する関係資料の閲覧、提出を当社及び子会社の取締役、使用人に求めることができることとしております。

(2)当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事態の発生または発生の恐れがあるときは、監査役に対し報告を行うことができることとしております。

(3)当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が事業及び業務の報告を求めた場合、迅速かつ適切に対応することとしております。

7．上記6の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への情報提供を理由とした当該報告者に対する不利益な処遇は一切行わないこととしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、執行役員及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査実施要綱に基づく監査役の監査が、実効的に行われるよう協力しております。

(2)監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保ち、監査の有効性を高めております。

(3)監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等を請求した場合は速やかに当該費用または債務を精算することとしております。

9. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役または監査役会より職務補助者設置の要望があった場合は、職務補助者の選任を行うなど適切に対応することとしております。また当該補助者は監査役の指揮命令下に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとしております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1)財務報告に係る内部統制として、関連する規程類の整備及び適正な運用を徹底し、信頼性のある財務報告を作成しております。
(2)総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することに全社を挙げて取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)総括部署を経営管理本部総務部としております。

(2)本社では全国暴力追放運動推進センター、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や東京湾岸地区特殊暴力防止対策協議会、各支店においても地区の協議会などの外部団体と連携し、相談や情報収集を行い、反社会的勢力排除に取り組んでおります。

(3)コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する具体的な行動指針を定めており、定期的に研修を実施することにより周知徹底を図っております。

(4)反社会的勢力との取引を根絶するため、当社が取引業者との契約に使用する契約約款に、暴力団排除条項を明記しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後とも「価値ある企業」として持続的発展をしていくためにも、充実した経営システムの確立に向け、たゆまぬ努力と検証を継続していく所存であります。

平成27年7月10日現在

東洋建設株式会社　コーポレート・ガバナンス体制図

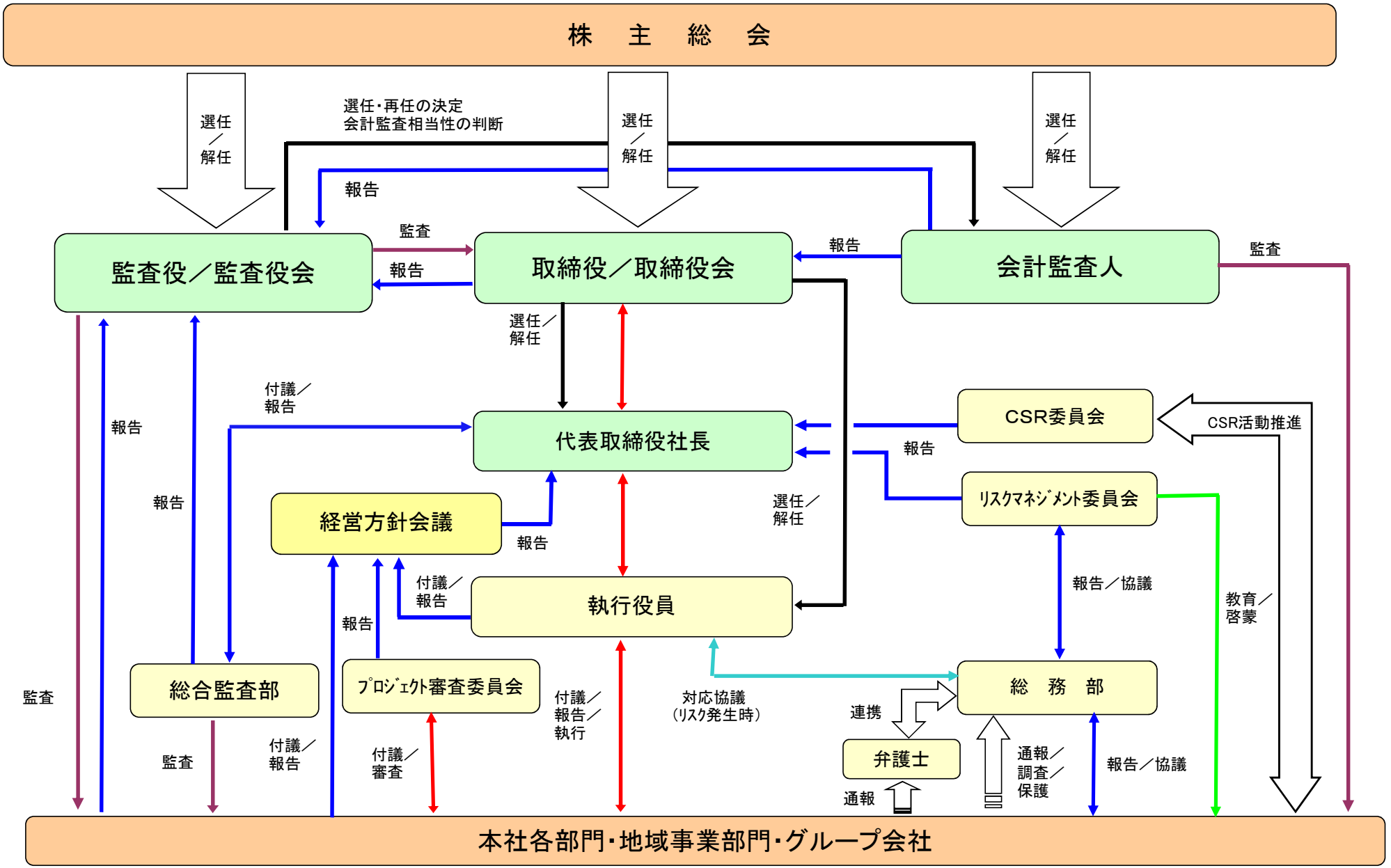
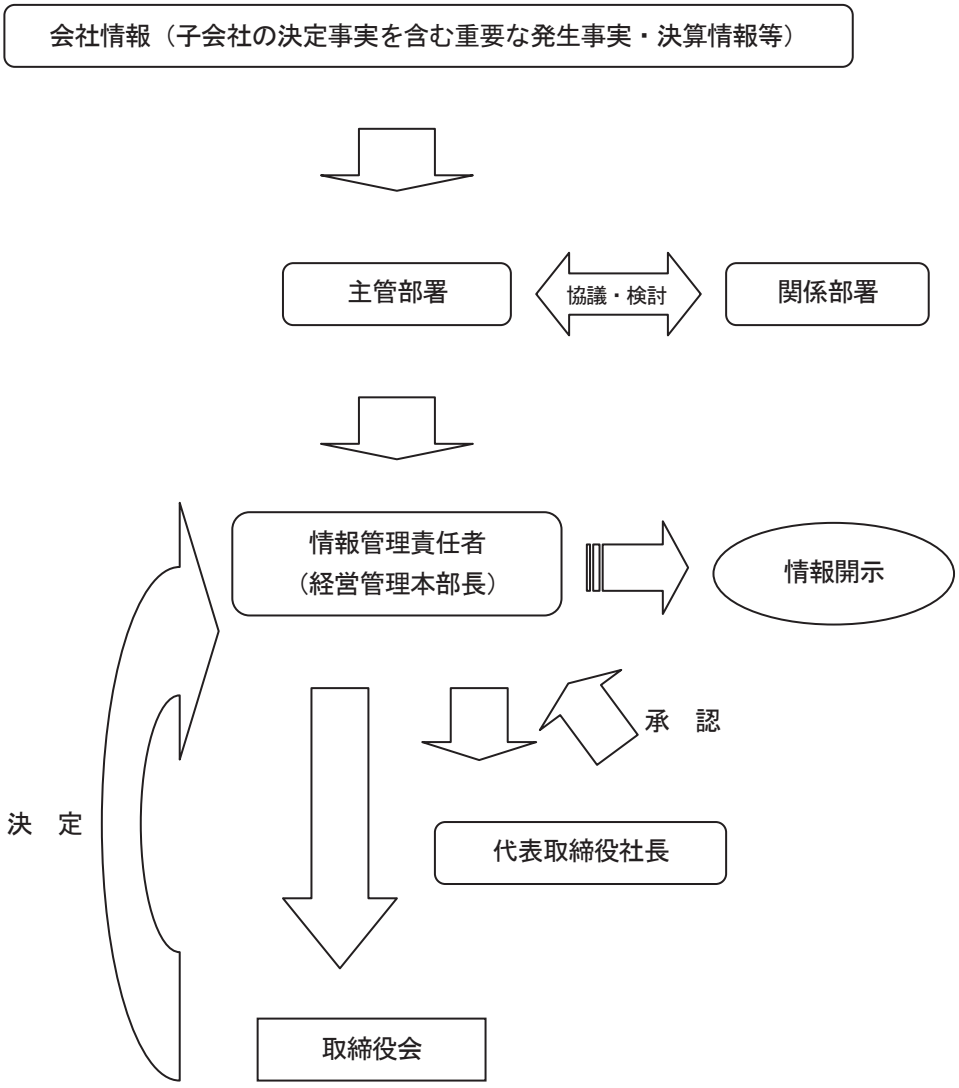
東洋建設株式会社　適時開示体制図